



改正道路交通法 乗車用ヘルメット 着用努力義務 令和5年4月1日施行

改正内容

道路交通法 第63条の11

- 新** 第1項
自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 新** 第2項
自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 第3項
児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

自転車の利用と ヘルメットの着用はセット 正しくかぶって安全に利用しよう。

